

船橋市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度から令和2年度の包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和4年10月31日

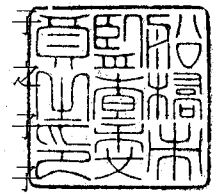
船橋市監査委員

同
同
同

栗
齋
大
橋

林
藤
矢
本

紀
弘
敏
和



令和元年度						市長からの通知年月日 令和4年10月25日	
年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	通知年月日	現在の状況 (令和4年7月1日現在)	今後の方針 (令和4年7月1日現在)
1	保健体育課	60	指摘	保健体育課において、各学校から提出があった震災時対応マニュアルについて内容を確認する必要がある。 特に、震災時対応マニュアルが各学校の立地する地域の実情や在籍児童の実態を踏まえた内容となっているか等を確認し、その内容に不備があるときにはその是正を指示、指導する仕組みを構築する必要があるものと考えられる。 現在、ひな形を参考に各学校で震災時対応マニュアルを作成することとなっているが、より実効性のあるマニュアルの作成に向けて、各学校との連携を深められたい。	R2.11.12	令和2年度分より震災時対応マニュアルを点検しており、教育委員会で作成したひな形に沿って作成するよう指導を行っている。震災時対応マニュアルについても、指摘されている応急教育や保護者への周知が必要な内容については追加を行っていく。	震災時対応マニュアルのひな形については、令和2年度に改定中である。
13	学務課	80	指摘	奨学金の返還の納期限については、一律に3月31日とみなすことなく、個々の借受者が選択した返還方法のとりの納期限とすることを徹底されたい。 また、督促は、法令に従い必ず実施しなければならないものであり(船橋市債権管理条例第6条)、また、時効中断の効力を有するものである(地方自治法第236条第4項)ことから、借受者が納期限を過ぎても債務を履行しない場合には、船橋市債権管理条例施行規則第5条第1項に従い、履行期限後30日以内に督促する事務を徹底されたい。	R2.11.12	現行の運用における債権管理条例施行規則に基づいた督促事務を行っているが、借受者の選択した返還方法による納期限の管理をするため事務の見直し作業をしている	当該債権の適正な管理をするうえでは、システム導入が望ましいため、今後、他市のシステム導入状況等を分析しながら、本市の奨学金事務に適切なシステム構築が可能と考えられるベンダーと協議等しながら来年度に予算要求するべく、是正に向けた準備を進めている。 また、今後についても、債権管理条例施行規則に基づいた督促事務を行っていく。
94	保健体育課 (各学校) 危機管理課	210	指摘	災害時の職員参集基準・緊急連絡方法・安否確認方法を、事前計画によって作成し、継続的な訓練によって職員に方法を学習させるとともに、防災訓練を通して職員間で共有・検証するよう取り組まれたい。	R2.11.12	夜間や休日等に災害が発生した場合の教職員の参集については各学校で決められており、緊急連絡網も各学校で整備されている。このことについて、令和2年4月に改めて周知した。	令和2年度に改定予定の危機管理マニュアルのひな形に教職員の研修等についても記載し、再度各学校に周知していく。
98	保健体育課 (各学校) 危機管理課	211	指摘	ハザードマップは科学的な被害・影響の想定結果であり、施設内の配置図などと併せて施設内の防災安全マップを作成したり、避難所として当該施設が使えない場合の避難場所・避難経路を決定したり、それらを職員間で共有・検証するために防災訓練を実施することは、児童・生徒の命を守るために必要な事前対策であり、市教育委員会及び危機管理課などの指導・調整のもとで、早急に実施・検証を行われたい。	R2.11.12	毎年4月に各学校の安全主任を集め、学校安全主任会を行っており、令和2年度は安全主任研修会資料として津波ハザードマップの配布も行った。(保健体育課) 令和2年2月に改定した「地震・津波ハザードマップ」を各学校に配布しています。(危機管理課)	津波や洪水被害が想定されている学校には、危機管理課と保健体育課でハザードマップ等を使い説明に行く予定である。その際に、校舎内の安全マップ等の作成をするよう依頼をしていく。また、2次避難場所、3次避難場所なども決めておくよう指導していく。(保健体育課) 津波浸水想定区域内にある学校には、危機管理課と保健体育課で説明を行うとともに、その際に、校舎内の安全マップ等の作成を依頼していく。(危機管理課)